

札幌市図書館DX調査研究業務
提案説明書

令和6年3月

札幌市教育委員会

中央図書館運営企画課

札幌市図書館DX調査研究業務 提案説明書

本書は、札幌市が実施する「札幌市図書館DX調査研究業務」の委託の相手先を選定するための企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。当該企画競争については、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則（平成7年規則第79号）その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 業務の名称

札幌市図書館DX調査研究業務

2 業務目的

札幌市の図書館では、「札幌市図書館システム」の導入・運用により、図書資料の予約・貸出・返却、蔵書管理、利用者管理、レファレンス、利用統計等の基本的な業務に加え、図書資料のインターネット検索・予約、電子図書館における電子書籍サービスの提供、システムと物流を組み合わせた市内43拠点での図書の取り次ぎ、ICタグによる図書のセルフ貸出・返却（えほん図書館のみ実施）や蔵書管理（図書・情報館及びえほん図書館のみ実施）などのデジタル化を展開してきた。

また、国において、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が、令和4年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が決定されたことにより、自治体では、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。

このような中、令和5年12月に策定された「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023」では、札幌市の図書館におけるDXを推進し、利用者の利便性向上を図るとともに、DXによる事務効率化で生み出された省力効果によって地域の学びの拠点としての機能をさらに高めていくため、今後実施すべき図書館DXの具体的な内容について検討することとされている。

以上の背景を踏まえ、本業務は、現行の札幌市図書館システムの利用を前提とした上で、札幌市の図書館への導入が必要なDXの具体的な内容を調査研究・分析することを目的とする。

3 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

4 業務履行期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

5 予算規模

8,998千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 参加資格

以下の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス業」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

7 参加手続に関する事項

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。なお、様式不問の指定がある場合を除き、これによらない提出書類等は受付しないものとする。

(1) 提案説明書等の入手先

提案説明書等は、令和6年4月3日（水）から札幌市公式ホームページ内「札幌市の図書館」にて公開する。

<https://www.city.sapporo.jp/toshokan/keiyaku.html>

(2) 提出書類

以下ア～ウは1部、エ～ケは10部（正本1部、副本9部）提出すること。

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 企画提案者概要（様式2）

ウ 企画提案書等の提出について（様式3）

- エ 業務運営体制（様式4）
- オ 業務処理体制図（様式不問）
- カ 企画提案書（様式不問）
- キ 類似業務等受託実績（様式5）
- ク 業務処理工程表（様式不問）
- ケ 積算書（様式不問）

※ ア～キの作成にあたっては、文字サイズを10.5ポイント以上、紙サイズは原則A4判とすること。

※ カは、片面印刷20枚程度とする。本業務の目的を達成するに当たって、提案者が効果的と考える項目があれば、独自提案事項として合わせて提案すること。

※ ケは、積算根拠がわかるように内訳書を添付するなどして作成すること。なお、本積算額は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

(3) 提出方法等

ア 提出方法

持参または郵送

イ 提出先

〒064-8516 札幌市中央区南22条西13丁目1-1 中央図書館3階
札幌市教育委員会中央図書館運営企画課企画担当係 上田

(4) 提出期限

令和6年4月22日（月）17時15分（必着）

(5) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和6年4月3日（水）から令和6年4月10日（水）まで

イ 方法

本事業に関する質問については、「質問書」（様式6）にて行うこと。

ウ 提出先

電子メール chuotosyokan@city.sapporo.jp

件名は、「札幌市図書館DX調査研究業務に関わる質問」とすること。

エ 回答

質問を受け付けた後、随時、電子メールにて各質問者に回答する。

質問に対する回答は、「札幌市の図書館」ホームページで公開する。但し、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、質問書以外での電話や来庁による質問及び受付期間以外の質問は受付しない。

(6) その他

- ア 企画提案に係る一切の費用は企画提案者の負担とする。
- イ 提出する提案は1案とする。提出期限後の資料追加及び変更は認めない。
- ウ 全ての提出された書類は返却しない。
- エ 参加意向申出書を提出した後に申請を取りやめる場合は、取下願を提出すること。
- オ 札幌市の図書館の施設概要、利用状況、運営方針等は下記を参考とすること
 - ・ 「札幌市の図書館」、利用者アンケート
<https://www.city.sapporo.jp/toshokan/guide/liv/top.html>
 - ・ 「さっぽろ読書・図書館プラン2022」
<https://www.city.sapporo.jp/toshokan/guide/sisin/plan2022.html>

8 審査

企画提案は、本市職員からなる「札幌市図書館DX調査研究業務企画競争実施委員会」において審査する。

(1) 審査基準

別紙2「札幌市図書館DX調査研究業務委託選定基準」のとおり

(2) 一次（書類）審査

多数の企画提案書の提出があった場合には、書類審査を行う。

- ア 日程：令和6年4月24日（水）（予定）
- イ 一次審査通過の企画提案は5者程度とする。
- ウ 企画提案者が5者以下の場合は、一次審査を省略する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

一次審査を通過した企画提案者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングにより二次審査を行う。

- ア 日程：令和6年5月8日（水）（予定）
- イ 会場：札幌市中央図書館3階 研修室A（予定）
- ウ 実施方法

本市の指定した時刻から順次個別に行う。

- (ア) プレゼンテーション（20分程度）
- (イ) ヒアリング（10分程度）

- エ 企画提案者1者あたりの出席人数は、2名以内とする。
- オ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は、取り下げたものとみなす。
- カ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて説明を行うこと。

(4) 選定結果の通知方法

ア 一次審査結果は、確定後速やかに電話、Eメール等で通知するほか、別途文書により通知する。

イ 二次審査結果は、令和6年5月8日（水）以降に文書により通知する。

(5) 選定結果に対する質問

上記6(5)の方法により行うこと。回答は個別に行う。

9 契約候補者との協議及び契約

(1) 実施委員会の審査において最低基準点（総評価点の6割）を超えた者のうち、最も高い評価を得た企画提案者を契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案者があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

(2) 企画提案者が1者となった場合、実施委員会の審査において最低基準点（総評価点の6割）を超えた場合に限り契約候補者として決定する。

(3) 本業務は、審査によって選定された1者と随意契約により、契約を締結することを原則とする。契約候補者は見積書を提出すること。

(4) 選定された企画提案者との交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は、契約候補者の本企画提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、順次2位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。

(5) 企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、選定された事業者との交渉の結果、企画提案書の一部を変更することがある。

(6) 契約手続きは、札幌市契約規則の定めるところによる。

(7) 札幌市は、契約締結後においても受託者が本企画提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

10 その他留意事項

(1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。

(2) 本市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

(3) 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとする。

(4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、その委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (6) 企画案が採用となった場合、企画内容の一層の充実を図るため、委託者と受託者の協議により、調整する場合がある。

11 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を確定するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

12 失格要件

次の各号に該当する場合は失格とする。

- (1) 本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない場合。
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った場合。
- (3) その他、実施委員会において不相当と判断した場合。

13 公募スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 企画提案の公募開始 | 令和 6 年 4 月 3 日（水） |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和 6 年 4 月 10 日（水） |
| (3) 参加意向申出書・企画提案書等の提出期限 | 令和 6 年 4 月 22 日（月） |
| (4) 一次審査（書類審査） | 令和 6 年 4 月 24 日（水） |
| (5) 二次審査（プレゼンテーション） | 令和 6 年 5 月 8 日（水） |

14 問い合わせ先

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課企画担当係 上田
〒064-8516 札幌市中央区南 22 条西 13 丁目 1-1
TEL : 011-512-7330
E-mail : chuotosyokan@city.sapporo.jp